

木城町スポーツ大会等出場激励金交付要綱

(令和 8年4月1日)
(総務財政課)

(趣旨)

第1条 町は、社会体育活動の振興及び発展に寄与することを目的とし、宮崎県又は九州代表として次条に掲げる大会に出場する個人又は団体に対し、木城町スポーツ大会等出場激励金（以下「激励金」という。）を交付することに関し、補助金等の交付に関する規則（昭和48年木城町規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象大会)

第2条 激励金の対象は、児童生徒又は社会人が参加するアマチュアスポーツ大会のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、宮崎県内で開催される大会は、除くものとする。

- (1) 文部科学省、地方公共団体、日本スポーツ協会及び日本スポーツ協会の傘下団体が主催する非営利的な大会
- (2) 木城町スポーツ少年団に登録のある単位団が出場する非営利的な大会

(交付対象者)

第3条 激励金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、前条各号に規定する大会（以下「大会」という。）の予選会を勝ち抜いて出場資格を得ている個人若しくは団体又は大会の前年度優勝チーム若しくは優勝者等として推薦されて前条に規定する大会の出場資格を得た個人若しくは団体とする。

- 2 前項に規定する個人又は団体の構成員（以下「交付対象者」という。）は、大会の実施要項で定められている監督、コーチ、その他指導者及び選手であって、町内に住所を有する者とする。

(激励金の額)

第4条 激励金の額は、別表1に掲げる額とする。ただし、1団体当たり100,000円を上限とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、他の団体等から補助（以下「他団体補助金」という。）を受ける場合は、前項の規定により算出した激励金の額から他団体補助金の額を控除して得た額を交付するものとする。
- 3 全国大会が、九州管内で開催される場合は、九州大会に準ずる。ただし、九州大会及び全国大会が、沖縄県で開催される場合は全国大会の基準に準ずる。

(激励金の交付申請)

第5条 激励金の交付申請をしようとする者は、交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて大会開催前後の3ヶ月以内に町に提出しなければならない。なお、申請書受理以降の交付対象者の追加は認めないものとする。

- (1) 予選大会の実施要項及び結果
- (2) 参加する大会の実施要項及び参加申込書
- (3) 大会参加者名簿（様式第2号）
- (4) 他団体からの補助金交付内訳（様式第3号）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの
（支払方法）

第6条 激励金の支払方法は、概算払とすることができる。

（実績報告書）

第7条 申請者は、実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、大会終了後速やかに町に報告しなければならない。

- (1) 大会資料、写真等
- (2) その他参考となる資料

（激励金の返還）

第8条 町長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、激励金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。ただし、大会等の会場地まで出向いたにもかかわらず、体調不良、災害等により出場できなかった場合は、この限りでない。

- (1) 大会等に出場しなかったとき。
- (2) 虚偽の申請、報告又は不正の行為により、激励金の交付を受けたとき。
- (3) その他町長が不相当と認めたとき。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、激励金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

区分	大会開催 地区区分	激励金の額	
		個人	団体
1	九州大会	20,000円	個人の激励金の額に対象者の 数を乗じて得た額 ただし、100,000円を 上限とする。
2	全国大会	30,000円	
3	国際大会	50,000円	